

答 申 書

(答申第86号)

平成25年6月11日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県知事（以下「実施機関」という。）が、第2の2に記載のとおり、対象公文書1および対象公文書2について文書不
存在として、一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成24年3月29日付で、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

(1) 核燃料税の更新に関する説明会に関して

- ・開催の起案書（税第695号を除く）
- ・各説明会において質疑応答の内容の分かる資料
- ・出欠等の電話確認における記録

(2) 税務課の文書件名簿（平成22年分・平成23年分）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年4月12日付け税第175号による公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

文書No.	公文書の名称	決定内容		公開しない部分	公開しない理由
		一部公開	非公開		
対象公文書1	核燃料税の更新に関する説明会に関して、開催の起案書（税第695号を除く）		○	全て	公開請求に係る公文書を作成しておらず、公文書が存在しないため
対象公文書2	核燃料税の更新に関する説明会に関して、各説明会において質疑応答の内容の分かる資料		○	全て	
対象公文書3	核燃料税の更新に関する説明会（第二回）出席者名簿	○		電力会社の出席職員の役職・氏名	条例第7条第1号（個人情報）に該当するため
対象公文書4	核燃料税の更新に関する説明会（第三回）出席者名簿	○		電力会社の出席職員の役職・氏名	条例第7条第1号（個人情報）に該当するため
対象公文書5	税務課の文書件名簿（平成22年分）	○		発信人・受信人の一部	条例第7条第1号（個人情報）または第2号（法人情報）に該当するため
対象公文書6	税務課の文書件名簿（平成23年分）	○		発信人・受信人の一部	条例第7条第1号（個人情報）または第2号（法人情報）に該当するため

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年5月28日、本件処分のうち、対象公文書1および対象公文書2に係る部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年7月23日付け税第496号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、対象公文書1および対象公文書2に係る本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書および意見書の中で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 一部公開決定の形式について

「文書が存在しないため」として「非公開」処分しており、一部公開決定はありえない決定である。

実際の処分においては、請求案件を個別に細分化した判断を行っている。6件それぞれについて、個別に公開しない理由の適用条文を示している。これは正に、6件それぞれに対して決定処分を行っているとしか言いようがない。

処分庁は、一部公開決定の形式を採用する以上、本件事案を細分化せず、6件を一括とする処分を出すべきである。

(2) 対象公文書1について

当該文書は本来あるべきはずの文書であり、「不存在による非公開処分」はありえない決定である。通常、行政組織は「文書主義」により各種業務を行っているが、口頭による決裁だけでは決裁を裏付ける証拠が何一つ残らず、主権者への説明責任を果たすことができない。作成すべき決裁文書や会議録や記録文書を作成していないことは、適法とは言えない。

単に本来作成すべき文書を作成せず、それをもって非公開とする対応は、情報公開の趣旨をないがしろにするものであり、当該処分は受け入れられない。

(3) 対象公文書2について

当該文書は本来あるべきはずの文書であり、「不存在による非公開処分」はありえない決定である。通常、行政組織は「文書主義」により各種業務を行っているが、口頭による決裁だけでは決裁を裏付ける証拠が何一つ残らず、主権者への説明責任を果

たすことができない。作成すべき決裁文書や会議録や記録文書を作成していないことは、適法とは言えない。

作成されていないとしても、説明会参加者が誰一人としてメモを取っていないことは、ありえない事象である。作成していないことは、行政の職責である「説明責任」を果たしておらず、職務怠慢であるといわざるを得ない。

福島原発事故に関する国の各種委員会での記録不作成においては、関係各人のメモ・記録をもとに文書を作成している。福井県においても、知る権利を保障すべく同様に努力すべきである。

単に本来作成すべき文書を作成せず、それをもって非公開とする対応は、情報公開の趣旨をないがしろにするものであり、当該処分は受け入れられない。

(4) その他

会議に出席した参加社名が公表されることにより当該人のプライバシーが侵害される蓋然性がない限り、その公表を阻害する理由はない。本件事案においても、プライバシー侵害が生じる蓋然性が立証されていない以上、非公開を是とする正当性は存在しない。よって、氏名や法人名の公開を求める。

第4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている非公開の理由等を要約すると、次のとおりである。

1 一部公開決定の形式について

本件処分は、平成24年3月29日付け公文書公開請求に対し、公開請求に係る公文書から、公文書が存在しないものおよび条例第7条第1号または第2号に該当する情報を除いた一部を公開する処分を行ったものである。

本件処分は、各公文書ごとに決定を行っているものではなく、異議申立人からなされた平成24年3月29日付けの一つの公文書公開請求に対して、特定した6件の公文書全体について一部を非公開とするという一つの処分を行ったものである。一部公開決定通知書に添付した別紙において、「公開」、「一部公開」および「非公開」の欄を設け、公開請求に対応する6件の公文書について、それぞれ該当する欄に「○」を記しているのは、公開請求に対応する6件の各公文書それぞれの公開の状況についてわかりやすく整理し、説明するためのものであり、6件それぞれに対して「公開」、「一部公開」、または「非公開」の決定処分を行っているわけではない。

2 対象公文書1について

課内で意思決定する場合等には、原則として文書により起案を行い、内容に応じ、課長、部長等の決裁を得ることとしているが、決定を行う事案が緊急を要する場合や簡易な通常業務である場合、反復・継続的に事務を行う場合等、特別な事情がある場合には、

文書による起案に代えて、口頭により上司の了解を得ることもある。

本件説明会は計3回開催しているが、初回の説明会の開催については、既に平成24年2月16日付け税第63号で公開した公文書である「核燃料税の更新に関する説明会の開催について（税第695号）」において決裁権者である税務課長が決裁し、事業者に通知している。なお、この起案を行う際には、今回の核燃料税の更新が8回目であり、過去の経験から本件説明会の開催が複数回必要であることを想定しており、必要に応じて2回目、3回目を開催していく方針であった。

第2回および第3回の説明会は、初回の説明会の継続として行ったものであり、それぞれ初回および第2回の説明会の終了時に決裁権者である税務課長またはその上司の参加のもとで次回の開催を決定しており、課長の了解を得た上で、日程については、後日、担当者が電話連絡により調整し、電話で通知するとともに、出席者については、電話により事業者に問合せを行い、本件一部公開文書である出席者名簿を作成し、上司に報告した。

このように、第2回以降の説明会については、初回の継続として行った反復・継続的な事務に該当し、また、開催通知等の方法も、電話による連絡等の簡易な通常業務であったため、文書による開催の起案書は作成しておらず、公開請求に係る公文書は存在していない。

なお、公開請求に係る公文書については、存在しないか再度確認を行ったが、存在しなかった。

3 対象公文書2について

文書の取扱いについて、福井県文書規程（昭和61年福井県訓令第6号）は、第3条で「事務は、文書等により処理することを原則とする」と規定しており、重要な意思決定や記録については文書を作成している。

本件説明会は、電力事業者がその同意の是非について経営的判断を必要とする核燃料税の更新に当たり、県から改正案を説明し、事業者側の担当者がそれを各社に持ち帰ることを目的とした事務的なものであり、事業者からの意見聴取を目的としたものでない。事業者からの意見聴取については、地方税法上、議会に条例案を提出後、議長が事業者に対して意見を確認し、その意見を踏まえた上で条例を審議することとなっている。

また、この説明会は、県の規則、要綱等により議事録の作成が規定される委員会や審議会のような会議等には該当しない。

さらに、本件説明会における質疑は、配布資料の記載内容についての語句の意味の確認や制度の内容に関するものであり、それらに対する県の応答は、配布資料に記載された語句の意味の説明や制度の解説を行うなど、形式的で軽微なものであり、かつ、県側の出席者には了知済みの事項であるため、メモ等も作成していない。

これらのことから、本件説明会の質疑応答については、文書による復命または記録を作成すべき事務には該当しない簡易なものと判断した。したがって、各説明会において質疑応答の内容が分かる資料は作成しておらず、公開請求に係る公文書は存在しない。

なお、公文書公開請求に係る公文書について、存在しないかを再度確認したが存在しなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、対象公文書1および対象公文書2については文書不存在として非公開とし、対象公文書3から対象公文書6までについては特定した公文書を一部公開とする内容の一部公開決定処分を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、対象公文書1および対象公文書2については本来あるべきはずの文書であり、また、公開決定の形式に誤りがあると主張していることから、以下、本件処分の形式の妥当性、対象公文書1および対象公文書2の保有の有無等について検討する。

2 一部公開決定の形式について

異議申立人は、本件処分において、請求案件に該当する公文書6件それぞれについて、個別に公開しない理由の適用条文を示し、個別に処分を行っているが、本来、一部公開決定の形式を採用する以上、本件事案を細分化せず、6件を一括とする処分を出すべきであると主張する。

一方、実施機関は、本件処分は、一つの公文書公開請求に対して、特定した6件の公文書全体について一部を非公開とするという一つの処分を行ったものであり、6件の公文書それぞれに対して決定処分を行っているわけではないと主張する。

異議申立人の公開請求から、本件処分に至る過程を確認した結果、一つの公文書公開請求に対して、対象公文書1から対象公文書6までの6件の公文書を特定した上で、存在しない対象公文書1および対象公文書2の全てならびに対象公文書3から対象公文書6までのうち、条例第7条第1号または第2号に該当する非公開情報を除いて公開するという内容で、一つの一部公開決定処分を行ったものであることが認められる。

したがって、実施機関の行った本件処分については、一つの公開請求に対応して一つの一部公開決定処分を行っていることから、形式として妥当性を欠くものとは言えない。

3 対象公文書1の不存在について

異議申立人は、口頭による決裁だけでは決裁を裏付けられず、当該文書は本来あるべきはずの文書であり、「不存在による非公開処分」はありえない決定であると主張する。

一方、実施機関は、第2回および第3回の説明会については、初回の継続として行った反復・継続的な事務であり、また、開催通知等の方法も、電話による連絡等の簡易な

通常業務であったため、文書による開催の起案書は作成しておらず、公開請求に係る公文書は存在してしないと主張する。

文書の取扱いについて、福井県文書規程（昭和61年福井県訓令第6号）は、第3条で「事務は、文書等により処理することを原則とする」と規定している。また、文書を起案する際の書式例として、条例等の例規文書、許可書等の指令、通知等の往復文や、賞状、契約書、復命書等を例示しており、重要な意思決定を伴うような事務については、通常は起案により行うことが想定されていると考えられる。

実施機関は、本件説明会は、県が5年ごとの核燃料税の更新を行うに当たり、電力事業者がその同意の是非について経営的判断を行えるよう、県から改正案を説明し、事業者側の担当者が各社に持ち帰ることを目的とした事務的な性格のものであると説明している。また、本件説明会の開催については、これまでの経験から、複数回の開催が必要であることが当初から想定されており、今回の更新に当たっては計3回開催したと説明している。

第1回目の説明会の開催に当たっては、従来と同様に県として5年ごとに上記のような説明会を開催していくことについての意思決定を起案により行ったことが認められる。

一方で、第2回および第3回の説明会は、それぞれ前回の会議においてその開催を決めていること、第2回および第3回の説明会の日程については、担当者が電話連絡により調整し、課長の了解を得て特定の日時を電話により事業者に連絡していること、さらに、本件説明会の出席者については、電話により事業者に問い合わせ、聞き取った事業者の職員名を出席者名簿としてまとめていること等が認められる。

これらの状況から判断すると、第2回および第3回の説明会の開催については、初回の説明会の継続として行ったものであり、開催の起案書を作成していないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点があるとは認められない。

4 対象公文書2の不存在について

異議申立人は、当該文書を作成していないことは職務怠慢で、本来あるべきはずの文書であり、「不存在による非公開処分」はありえない決定であると主張する。

一方、実施機関は、本件説明会における質疑は、配布資料の記載内容についての語句の意味の確認や制度の内容に関するものであり、それらに対する県の応答は、配布資料に記載された語句の意味の説明や制度の解説を行うなど、形式的で軽微なものであり、かつ、県側の出席者には了知済みの事項であることから、文書による復命または記録を作成すべき事務には該当しない簡易なものであり、したがって、各説明会において質疑応答の内容が分かる資料は作成しておらず、公開請求に係る公文書は存在しないと主張する。

核燃料税の更新に当たっての事業者からの意見聴取については、地方税法第259条第2項によれば、県が核燃料税条例を制定しようとするときは、県議会議長が事業者の意見を聞く仕組みとなっている。このことや実施機関から提出された本件説明会の出席者等も踏まえると、本件説明会は、事業者からの意見を聴取する場ではなく、核燃料税

の改正案の説明を目的とした事務的な性格のものであるとの実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められない。

したがって、本件説明会の質疑応答の内容についても、配布資料に記載された語句の意味の説明や制度の解説を行うなど軽微なものであり、その記録を作成していないとの実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点があるとは認められない。

5 その他

このほか、異議申立人は、意見書において対象公文書3から対象公文書6までに記載された氏名および法人名の非公開部分を公開すべきとの意見を述べている。

異議申立書において異議申立てに係る処分を対象公文書1および対象公文書2に係る部分に限定していることから、対象公文書3から対象公文書6までについては、当審査会の審査の対象とはならないが、念のため検討すると、対象公文書3から対象公文書6までにおいて、非公開とされた個人の氏名および法人名は、条例第7条第1号に掲げる個人情報または同条第2号に掲げる法人情報に該当し、非公開とすべきものと認められる。

6 まとめ

以上のことからまとめると、本件処分の形式を一つの一部公開決定とし、また、対象公文書1および対象公文書2について文書不存在により非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年 7月23日	・ 諮問書の受理
平成24年 7月26日	・ 審議（第1回）
平成24年 8月29日	・ 審議（第2回）
平成24年 9月19日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成25年 2月18日	・ 審議（第4回）
平成25年 4月19日	・ 審議（第5回）
平成25年 5月20日	・ 審議（第6回）
平成25年 6月11日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

〔第3回まで〕

(五十音順)

氏 名	備 考
相 木 玲 子	
川 村 一 司	
四 戸 友 也	会長職務代理者
清 水 和 邦	会 長
福 永 迪 代	

〔第4回以降〕

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	
四 戸 友 也	会長職務代理者
清 水 和 邦	会 長